

町有財産売却のご案内

所在地 下市町大字阿知賀2490番4

申込期間 令和4年5月30日 ~ 8月31日

下市町財務監理課

町有財産売却の流れ

① 購入申込み

- ・「町有財産購入申込書」および添付書類を、下市町財務監理課へ提出してください。
- ・各様式は財務監理課窓口もしくは丹生支所へお越しいただくかホームページからダウンロードしてください。
- ・申込書の提出は持参に限ります。
- ・代理人の場合は委任状が必要です。



② 資格審査及び協議

- ・申込書及び添付書類により資格審査を行います。
- ・資格審査の結果をお知らせします。
- ・購入及び契約等について打ち合わせを行います。



③ 契約保証金の納入

- ・契約保証金の金額は、契約額の10%です。納入通知書に記載の期日までに金融機関窓口から納入してください。
- ※契約保証金は売買代金に充当することができます。ただし、売買代金の全額が期限までに納入されない場合、契約が解除され、納入された契約保証金は下市町に帰属することとなりますのでご注意ください。



④ 売買契約の締結

- ・契約保証金の納入確認後、売買契約を締結します。
- ・契約書は下市町が用意します。契約書に貼付する収入印紙は購入者の負担となります。



⑤ 売買代金の納入

- ・納入通知書に記載の納入期限までに金融機関窓口から納入してください。



⑥ 所有権移転登記

- ・売買代金全額の納入確認後、下市町が所有権移転登記を行います。
- ・所有権移転登記にかかる登録免許税は購入者の負担となります。
- ・所有権移転登記が完了しましたら権利書をお渡しします。

売却のきまり

1. 売却物件

所在地	下市町大字阿知賀2490番地4
土地、建物の別	土地
地目	宅地
面積	208.90㎡
用途地域	第1種住居地域
建ぺい率及び容積率	建ぺい率 60%、容積率 200%
売却価格	3,720,000円

2. 売却条件

- (1) 売却にあたっては、現状有姿による売却となりますので、申込にあたっては必ず現地をご確認ください。
- (2) 今回の売却は、自己居住用の住宅建築を予定している個人の方を対象としていますので、購入申込時において建築予定の時期を示すことが出来る方に限ります。
- (3) 契約および登記は、申込者の名義で行います。したがって共有にされる場合は、共有者全員のお名前と持分割合を購入申込書にご記入ください。共有者が別世帯の場合は、一親等以内の親族に限ります。 ※共有は個人に限ります

3. 購入資格

次に掲げる条件をすべて満たしている方で、町有財産購入申込書及び指定する添付書類を提出し、下市町による資格確認を受けた個人とします。

- (1) 現住所において税の未納額がない方。
- (2) 次の各号のいずれにも該当しない方。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格に関する規定)に該当する者
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
 - ③ 下市町暴力団排除条例の規定により制限されている者
 - ④ 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者
 - ⑤ 風俗営業等公序良俗に反する用途に供しようとする者

4. 購入申込みの手続き

(1) 申込みの受付

- ① 期 間 令和4年5月30日(月)から令和4年8月31日(水)まで
- ② 時 間 開庁日の午前9時00分から午後4時00分まで
- ③ 場 所 下市町財務監理課 町有地売却係
〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地
TEL 0747-52-0001

(2) 申込み方法

- ① 持参に限ります。
※郵送、FAX、電子メール等による申込みはできません。
- ② 申込時に、持参した方の身分証明書(官公署が発行した顔写真入りのもの)を確認させていただきます。

(3) 提出書類(各1部)

- ① 町有財産購入申込書
- ② 誓約書
- ③ 住民票抄本
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 所在地の市区町村税等の完納を証明する納税証明書

【注意事項】

- ・ 町有財産購入申込書はおよび誓約書は、財務監理課窓口又は丹生支所までお越しいただくか、ホームページからダウンロードしてください。
- ・ 申込書に記載された方の氏名が、売買契約締結及び所有権移転登記の名義となります。
- ・ 住民票は、申込書に記載された方のものとします。
- ・ 申込書および誓約書以外の書類については、発行後3ヶ月以内のものとなります。
- ・ 申込書及び誓約書には実印を押印してください。
- ・ 共同でお申し込みの場合は、共有者についても同様の書類が必要です。
- ・ 代理人が手続きを行う場合は、委任状を提出してください。

(4) その他

- ① 申込書の作成および提出に係る費用は、申込者の負担とします。
- ② 申込みの期間前には、申込書の受理は行いません。
- ③ 提出書類に不備がある場合は、受付をいたしません。
- ④ 同日中に複数の申込みがあった場合は同時と見なし、くじにより先着順位を決定します。
- ⑤ 先に申込みを受け付けている物件について、新たに申込みがあった場合は補欠者(次順位申込者)としての登録を受け付けます。(この場合も先着順とします。)
- ⑥ 先に申込みをした方との売買契約が成立した場合は、それ以降の受付は行いません。

5. 購入者の決定

- (1) 申込書の受付後、速やかに提出書類の内容を審査し、購入資格、売却条件を満たすと認めるときは「購入資格確認通知書」により通知します。購入資格確認通知書の通知後、下市町担当者と売買契約についての協議を行います。
- (2) 購入資格を他の者に譲渡することはできません。
- (3) 購入資格を有すると確認した後であっても、契約日までの間に購入資格を満たさないこととなった場合や虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、購入資格を取り消します。
- (4) 購入を辞退する場合は、理由を記載した辞退届を提出してください。(様式は問いません)
- (5) 先に申込みを行った者が購入を辞退した場合は、補欠者(次順位申込者)について提出書類の内容を審査し、購入資格、売却条件を満たすと認めるときは「購入資格確認通知書」により通知します。
- (6) 購入資格確認をした者と下市町が売買契約を締結したときは、同一物件について、補欠者(次順位申込者)として登録した者は、当該補欠者としての資格を失うものとし、その旨を書面により通知します。この場合、提出書類の返却は行いません。

6. 契約締結と売買代金の納入

(1) 契約締結

- ① 契約書は下市町の指定様式とします。
- ② 契約締結の期限は、原則として購入資格確認の結果を知った日から起算して10日以内とします。
- ③ 下記(2)①に示す契約保証金の納入確認後に契約を締結します。

(2) 契約保証金及び売買代金の納付

- ① 契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、下市町が発行する納入通知書により納入してください。
- ② 売買代金の納入は一括支払いとし、下市町が発行する納入通知書により、契約書に記載する期日までに納入してください。
- ③ 契約保証金は、無利子で売買代金の一部に充当します。
- ④ 売買代金が期日までに納付されない場合は契約を解除します。この場合、契約保証金は下市町に帰属しますのでご了承ください。

(3) 契約に要する費用

契約書に貼付する収入印紙代は購入者の負担とします。

7. 土地の引渡しと登記

- (1) 売買代金金額の支払いがあった時点で、土地の引渡しがあったものとして、同時に所有権も移転します。

- (2) 契約者に必要書類を提出いただき、売買代金金額の支払い後速やかに町が登記手続きを行います。
登録免許税などの諸費用は、購入者の負担となります。
- (3) 登記完了後、権利書をお渡しします。

8. 契約上の特約

融資利用の特約

代金の支払いのために融資を受ける場合で、融資が否認されたときは、売買代金支払期日であれば、契約を解除することができ、その場合は、受領済みの契約保証金を無利息にて返還します。

9. その他

- (1) 取引数量は公簿記載数量を採用します。従って現況との差異については考慮外とします。
- (2) 土壌汚染については未調査です。
- (3) 近隣対策が必要な場合においては落札者側の責任においてこれを行ってください。

～お問い合わせ先～

下市町財務監理課 町有地売却係

電話 0747-52-0001

FAX 0747-54-5055